

静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-110

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-26）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>(2) <u>任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、任期が満了した後に任命権者が同一である職に引き続き採用されることに伴い、引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(条例第2条の3第1号の人事委員会規則で定める場合等)</p>	<p>(条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>次のいずれかに該当する非常勤職員とする。</u></p> <p>(1) <u>その養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が条例第2条の3第1号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第2号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(2) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(条例第2条の3第1号の人事委員会規則で定める場合等)</p>

第1条の4 条例第2条の3第1号の人事委員会規則で定める場合は、非常勤職員の育児休業の期間の初日とされた日が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がしている育児休業の期間の初日前である場合とする。

第1条の5 （略）

（条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める場合）

第1条の6 （略）

- (1) （略）
- (2) 常態として条例第2条の3第2号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者

第1条の4 条例第2条の3第1号の人事委員会規則で定める場合は、非常勤職員の育児休業の期間の初日とされた日が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）の期間の初日前である場合とする。

第1条の5 （略）

第1条の5の2 条例第2条の3第2号本文の人事委員会規則で定める場合は、条例第3条第7号に該当する場合とする。

2 条例第2条の3第2号本文の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

（条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める場合）

第1条の6 （略）

- (1) （略）
- (2) 常態として条例第2条の3第2号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者

に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合)

第1条の7 前条の規定は、条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月に達する日」と読み替えるものとする。

(条例第2条の5の人事委員会規則で定める期間)

第2条 条例第2条の5の人事委員会規則で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、様式第1号(非常勤職員にあつては、様式第1号の2)の育児休業承認請求書により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(3) 前条第2項に規定する事情に該当した場合

第1条の6の2 第1条の5の2第1項の規定は、条例第2条の4本文の人事委員会規則で定める場合について準用する。

2 第1条の5の2第2項の規定は、条例第2条の4本文の人事委員会規則で定める特別の事情について準用する。

(条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合)

第1条の7 第1条の6の規定は、条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月に達する日」と読み替えるものとする。

第2条 削除

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、様式第1号(非常勤職員にあつては、様式第1号の2)の育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当

2 条例第3条第5号の規定により再度の育児休業の承認の請求をする予定がある場合には、様式第2号の育児休業等計画書を提出するものとする。

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 前条第1項、第2項及び第3項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第1号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月に達する日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、様式第1号（非常勤職員にあつては、様式第1号の2）の育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 (略)

(1)～(3) (略)

2 前項の届出は、様式第3号の養育状況変更届により行うものとする。

3 第3条第3項本文の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業に係る辞令書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情となる子の養育の方法)

第10条 第3条第2項の規定は、条例第11条第6

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業 (当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 (略)

(1)～(3) (略)

2 前項の届出は、様式第2号の養育状況変更届により行うものとする。

3 第3条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業に係る辞令書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続き承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付 その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情の場合の請求手続)

第10条 条例第11条第6号の人事委員会規則で定

号に規定する育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができることについて準用する。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求
手続)

第12条 (略)

2 (略)

3 第3条第3項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第17条 (略)

2 第3条第3項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

める計画書は、様式第3号の育児短時間勤務計画書とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求
手続)

第12条 (略)

2 (略)

3 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第17条 (略)

2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号（第3条第1項及び第4条関係）

育児休業承認請求書

(任命権者) _____様		請求年月日 _____年 ____月 ____日 所属名 _____ 職 名 _____ 職員番号 _____ 氏 名 _____
下記のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長		を請求します。
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	_____年 ____月 ____日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> ① 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> ② 同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（子の出生後8週間までの育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> ③ 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> ④ 育児休業の期間の再度の延長	
3 請求期間	_____年 ____月 ____日から _____年 ____月 ____日まで	
4 既に育児休業をした期間	_____年 ____月 ____日から _____年 ____月 ____日まで	
	_____年 ____月 ____日から _____年 ____月 ____日まで	
	_____年 ____月 ____日から _____年 ____月 ____日まで	
	_____年 ____月 ____日から _____年 ____月 ____日まで	
5 備考		

記入上の注意

- 1 この請求書（条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「子の出生後8週間までの育児休業」とは、育児休業法第2条第1項第1号の規定に該当してする育児休業をいう。（4において同じ。）
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、職員番号、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間、(4)「2 請求の内容」のうち、②同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（子の出生後8週間までの育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、④育児休業の期間の再度の延長が必要な事情等について記入すること。
- 6 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第1号の2 (第3条第1項及び第4条関係)

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日	年	月	日	
様		所属名	_____			
下記のとおり		職名	_____			
育児休業の承認 育児休業の期間の延長		職員番号	_____			
		氏名	_____			
1 請求に係る子	氏名					
	続柄等					
	生年月日	年	月	日生		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> ① 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> ② 同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (子の出生後8週間までの育児休業及び任期の満了後、引き続き採用されることに伴う再度の育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> ③ 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> ④ 育児休業の期間の再度の延長					
3 請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
5 配偶者	氏名					
	育児休業の期間	年	月	日から	年	月
6 備考						

記入上の注意

- 1 この請求書（条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「子の出生後8週間までの育児休業」とは、育児休業法第2条第1項第1号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「任期の満了後、引き続き採用されることに伴う再度の育児休業」とは、条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、職員番号、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第1号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、又は2歳までの子の育児休業（条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう。）をしようとする場合に記入すること。（6において同じ。）
- 6 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間、(4)「2 請求の内容」のうち、②同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（子の出生後8週間までの育児休業及び任期の満了後、引き続き採用されることに伴う再度の育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、④育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情等について記入すること。
- 7 該当する□にはレ印を記入すること。
様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第10条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

(任命権者) 様		提出年月日	年	月	日	
		所 属 名 _____				
		職 名 _____				
		職 員 番 号 _____				
		氏 名 _____				
静岡県職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。						
1 請求に係る子						
子 の 氏 名			生 年 月 日	年 月 日生		
2 請求者の計画						
請 求 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		
再度の請求予定期間		年 月 日から		年 月 日まで		
3 備 考						

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県職員の育児休業等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出され、作成されている請求書等は、改正後の静岡県職員の育児休業等に関する規則の相当する様式により提出され、作成された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。